

四條畷市子どもの習い事応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての子ども達の夢が叶えられるよう応援する趣旨から、経済的な理由により習い事を諦めることなく、就学援助の認定を受けた中学生の保護者を対象に、文化・芸術教室、スポーツ教室、学習教室等の習い事にかかる費用の一部を助成する四條畷市子どもの習い事応援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。ただし、本事業の一部を、適切な事業運営が可能と認められる民間事業者（以下「受託事業者」）に委託することができる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス 学校の教育活動以外の場において提供される中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に定める学習指導、文化・スポーツ活動並びにこれらに準ずると教育委員会が認める学校外教育サービスをいう。
- (2) クーポン 本事業の実施のために教育委員会が交付する電子クーポンをいう。
- (3) 管理運用システム クーポンを利用するために教育委員会が提供する電子システムをいう。
- (4) 助成対象者 本事業の助成（クーポンの交付）を受けることができる者をいう。
- (5) 登録教室 本事業の趣旨に賛同し、登録を行ったサービス事業者をいう。
- (6) 生徒 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校又は特別支援学校に在籍する中学1学年から中学3学年までの生徒をいう。
- (7) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、現に生徒を監護し、かつ、当該生徒と生計を同じくしている者をいう。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、四條畷市就学援助費支給要綱に基づき、認定を受けた中学生の保護者とする。

(助成対象経費)

第5条 本事業の助成の対象となる費用は、登録教室が提供するサービスに係る費用であって、次に掲げるものとする。ただし、登録教室に支払う費用に限る。

- (1) 入会金その他サービスの提供を受けるための初期費用
- (2) 月謝その他サービスの対価として支払う費用
- (3) 教材、ユニフォームその他サービスを利用するために必要な費用

(助成額)

第6条 本事業における助成額は、年度内に交付したクーポンの額を上限とする。

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は、第9条第1項の決定を受けた日の属する月から当該年度の3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 助成を受けようとする者は、四條畷市子どもの習い事応援クーポン交付申請書（様式第1号）を、教育委員会に提出しなければならない。

（交付決定等）

第9条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、四條畷市子どもの習い事応援クーポン交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、クーポンの交付決定をした場合は、クーポンの交付をもって、通知に替えることができる。

2 クーポンは、助成額がチャージされたデジタルチケットであり、スマートフォン端末等で読取り可能な二次元コードが印字されたものとする。

3 第1項の認定を受けた者が、助成対象者に該当しなくなった後に再び助成対象者に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係るクーポンの交付を受けようとするときも、第1項と同様とする。

（クーポンの交付）

第10条 クーポンの額は、生徒1人1月につき、5千円とし、交付決定月から年度末までの合計した金額を交付決定時に付与するものとする。

2 クーポンの利用期間は、交付決定月からその属する年度の3月31日までとする。

3 クーポンの再交付は、四條畷市子どもの習い事応援クーポン再交付申請書（様式第3号）を、教育委員会に提出しなければならない。

（使用方法）

第11条 クーポンの交付を受けた助成対象者は、登録教室にクーポンを提出することで生徒にサービスを受けさせることができる。

（クーポンの使用に係る請求手続き）

第12条 登録教室は、サービスの対価の全部又は一部としてクーポンが使用されたときは、サービスを提供した日の属する月の翌月の10日までに、管理運用システムにより請求額を報告しなければならない。

2 受託業者は、登録教室から報告された請求額とクーポンの照合等を行い、請求額が適正であると認めるときは、市に対して登録教室からの請求額を報告するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、当該登録教室が指定する金融機関の口座に振り込むことにより、助成を行うものとする。

4 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定者に対し助成があったものとみなす。

（助成の取消し及び返還）

第13条 教育委員会は、交付決定者又はクーポンを取得したその他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、クーポンの利用を停止し、本事業の交付決定を取消し又は既に交付した助成の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な行為によりクーポンの交付を受けたとき。

（2）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得し、又はクーポンを交換、譲渡、売買その他不正な行為により利用したとき。

（4）利用日時点で助成対象者に該当しないにもかかわらずクーポンを利用したとき。

2 教育委員会は、前項の規定によりクーポンの利用を停止又は本事業の交付決定を取り消した場合は、助成対象者又はクーポンを取得したその他の関係者に通知するものとする。

3 第1項の規定により既に交付した助成の全部若しくは一部の返還を命じられた者は、教育委員会の定める期日までに返還しなければならない。

(調査等)

第14条 教育委員会は、助成に係る予算の執行の適正を期するため、助成を受けた者、登録教室に対し、必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(登録教室の要件等)

第15条 登録教室の要件、登録申請、請求、その他登録教室に関し必要な事項は、四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室募集要項に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。